
一般社団法人日本内視鏡外科学会 評議員選出規則（改定）

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本内視鏡外科学会（以下「この法人」という。）定款12条の規定に基づき、この法人の評議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（評議員となる者の資格）

評議員となる者は以下各号に定める要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 満67歳未満の正会員であること
- (2) 評議員となることを申請する時点で、この法人に連続7年以上会員として所属していること。但し、この法人が成立する以前に権利能力なき社団として存在していた日本内視鏡外科学会に所属していた者については上記所属年数の計算にあたってその期間を通算することができる。
- (3) 会費に未納がないこと。
- (4) この法人の目的に沿った研究業績が備わっていること。
- (5) 日本内視鏡外科学会総会において、直近7年のうち、4回以上の参加実績を有すること（総会参加証明書を提出すること）。

第3条（応募）

評議員となることを申請する者は、別紙「評議員申請について」及び同「日本内視鏡外科学会評議員申請書」に所定の事項を記入し、3名の評議員（但し、同一施設からは、2名までとする）の推薦書面を得て、事務局に提出する。

第4条（選考）

1. 前条の応募に基づき評議員選考委員会は第2条に定める要件を審査し、その結果および評議員としての適格性に関する意見（以下答申という）を書面をもって理事長に報告するものとする。
2. 理事長は前項の答申の結果を理事会に議案として付議しなければならない。
3. 前項による理事会の審議において承認を得た者はその日の属する事業年度の翌事業年度から評議員に就任する。但し、この法人設立初年度の評議員については前項による理事会の審議において承認を得た日から就任する。

第5条（会費）

評議員の会費は、この法人の会費に関する規則第2条第1号但書による。

第6条（補則）

この規則の変更は理事会の決議を経て社員総会の決議をもってする。

附 則 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

改正履歴 平成29年12月7日